

## 評議員選任・解任委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ぴゅあ(以下、「この法人」という。)の評議員の選任若しくは解任(以下、「選任等」という。)に関する定款第6条第3項に規定する評議員選任・解任委員会(以下「委員会」という。)の運営に関する必要な事項を定め、もって委員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (設置及び任務)

第2条 評議員を選任等するため、委員会を設置し、評議員の選任等を行うことを任務とする。

### (委員会の構成)

第3条 委員会は、定款第6条第2項に規定する委員会委員(以下「委員」という。)で構成する。

2 委員会の委員となる監事は、監事間で協議の上、決定し充てる。

3 事務局員は、この法人本部の事務長若しくは事務長が指名した事務局員を以って充てる。

4 外部委員は、理事会において選任し、理事長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員会の委員の任期は、選任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 委員は、辞任又は任期満了においても、前条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない

### (委員の解任)

第5条 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えない(第6条の規定にする招集通知日から7日以上心身の療養を必要とする理由のあるときをいう。)と認められるとき。

(2) 職務上の義務違反(委員会出欠の意思が確認できないとき、及び会議の開催日の7日後までに評議員選定の決議を行わないことをいう。)、その他委員たるに

ふさわしくない行為（公序良俗に反する行為、反社会的集団との関係、刑法犯として逮捕される行為、障害者虐待防止法及び高齢者虐待防止法に抵触する行為をいう）があると認められるとき。

（委員会の招集）

第6条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する評議員の選任等を行う必要に応じ理事長が招集する。

- （1） 評議員の任期満了に伴う改選のとき
  - （2） 評議員が前条の規定による委員の例と同一の該当となったとき（会議及びその招集は評議員会に、評議員選定の決議は、理事及び監事の選定決議、並びに定款に規定する評議員会の決議事項の決議に読み替える。）
  - （3） 一事業年度における評議員会の開催日数の過半数を欠席したとき
  - （4） 理事及び監事に対する法律上に規定された解任事由を逸脱した解任権の乱用をしたと認められたとき（評議員会の決議の無効の確認又は取消の訴え等が提訴されたこと、若しくは外部委員の2名が判定したことを以って解任権の乱用と認める。）
- 2 委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。ただし、次項に該当する場合を除き、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 3 評議員の任期残存中の解任が議案に存在する場合には、該当する者に対して、解任理由、委員会の会議開催日時、場所、弁明の機会の提供方法（弁明書の提出若しくは委員会に出席しての口述）を記載した書面を、委員会の招集通知と同時に発するものとする。

（委員会の議事）

第7条 委員会の議長は、出席した委員の中から互選により選出する。

- 2 議長は、この委員会の会務を総理する。
- 3 委員会の会議は、公開しない。ただし、特に委員会が認めた場合は、参考人の招致並びに公開できる。
- 4 委員会は、前項ただし書きの場合にあっては、傍聴者の人数を制限することができる。
- 5 委員会は、評議員の任期満了による解任以外の理由で解任する場合は、次の各号のいずれかの方法により、その者に弁明の機会を与えなければ、これを解任する決議（その者が弁明の機会の権利を行使しないときを除く。）はできない。

- (1) 委員会開催日時までに弁明書（挙証資料添付）を提出する。
  - (2) 委員会に出席して口述により弁明する。ただし、口述内容要約及び挙証資料は文書により提出しなければならないものとする。
- 6 会議には、議事終了後速やかに議事録を作成し議長及び出席した委員の全員が署名押印の上、理事長に提出しなければならない。
- 7 委員会の議事録は、次の事項を内容とするものでなければならない。
- (1) 委員会が開催された日時及び場所
  - (2) 委員会の議長及び委員の氏名と出欠
  - (3) 委員会に出席した者の氏名
  - (4) 委員会の議事の経過の要領及び結果
- 8 委員会の議事録は、会議の日から10年間この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

（候補者の推薦及び情報提供）

第8条 理事会及び評議員会は、それぞれ委員会に評議員候補者を推薦することができる。

- 2 委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の各号のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。ただし、理事長をして説明させることができる。
- (1) 評議員候補者の経歴及び候補者とした理由
  - (2) この法人及びこの法人の理事又は監事との関係
  - (3) その他の評議員候補者に関する情報

（評議員選任の要件）

第9条 委員会は、評議員選任にあたり定款の定める方法で行われるようにするとともに、次の各号の全部を充たすように構成しなければならない。

- (1) 社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験のある者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者であること。
- (2) 各評議員とその親族その他特殊の関係にある者が、定款に定める制限（基本的には2名）を超えて選任されていないこと。
- (3) この法人に係る社会福祉施設の整備運営と密接に関連する業務を行う者（この法人と契約関係のある事業者の職員等で会計事務所、建物管理業者、給食業者、協力医療機関等をいう。）が3分の1を超えてはならないこと。

- (4) 社会福祉事業の経営は地域との連携が必要なことから、地域の代表者を加えること。また、利用者の立場に立った事業経営を図る観点から、利用者の家族の代表が加わることが望ましいこと。
- 2 前項第1号の規定による学識経験のある者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
    - (1) 社会福祉に関する教育を行う者
    - (2) 社会福祉に関する研究を行う者
    - (3) 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
    - (4) 公認会計士、税理士、弁護士等専門知識を有する者
  - 3 前々項第1号の規定による社会福祉事業に関心を持つ者の内、地域の福祉関係者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
    - (1) 社会福祉協議会等、社会福祉事業を行う団体の役職員等
    - (2) 民生委員・児童委員
    - (3) 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
    - (4) 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
    - (5) 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員
  - 4 第1項第4号の規定による地域の代表者とは、浜田圏域（浜田市・江津市の行政区域）における次の各号のいずれかに該当する者をいう。
    - (1) 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員
    - (2) 民生委員・児童委員
  - 5 第1項第2号の規定による親族その他特殊の関係のある者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、この法人の内部における雇用関係は含まれない。
    - (1) 当該評議員と民法に定める親族関係にある者
    - (2) 当該評議員とまだ婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者
    - (3) 当該評議員の使用人及び当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
    - (4) 前2号又は3号の親族で、これらの者と生計を一にしている者
    - (5) 当該評議員が役員となっている会社の役員、使用人及び当該会社の経営に従事する他の者並びに当該会社の同族会社の使用人であって、役員と同等の権限を有

する者

(6) 前1号から4号の者と同族会社の関係にある法人の役員等及び使用人

(議決)

第10条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。

2 評議員を選任する決議に関しては、候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。

3 評議員候補者の合計数が定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任し、定数を越えた者の内、上位2名までは補欠の候補者とする。

4 第7条第5項の規定による評議員の解任決議は、第1項の規定に拘わらず、委員の全員（事故ある場合の者を除く。）が出席し、その3分の2以上をもって行う。ただし、外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。

5 委員会の決議には、議長も参加するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第11条 委員会委員は評議員の報酬の例により支払う。加えて、その職務を行うために要した費用及び旅費を支払うことができる。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、この法人本部事務局において行う。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

(補則)

第14条 この規程に規定していない事項については、この法人の定款及び規程、関係法令等に準ずるものとする。

附則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年8月9日から施行する。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。